

鹿児島市宿泊税周知広報業務委託契約に係る企画提案競技 質疑応答一覧

番号	受付日	質 問	回答日	回 答
1	7/13	仕様書2業務内容⑤ホームページ用バナーの作成 「市ホームページの宿泊税説明ページへの入り口として利用」 とのことですが、市が開設する宿泊税に関する Web ページの開設はいつ頃を想定されていますでしょうか。	7/15	法定外目的税の新設に係る総務大臣協議の同意後（早くて9月頃）に鹿児島市ホームページ内に新たに「宿泊税の概要」のページを作成・公開することを想定しております。 ※参考：現在の市ホームページにおける宿泊税の URL は次のとおり URL: https://www.city.kagoshima.lg.jp/kan-senryaku/syukuhaku.html
2	7/13	広報物を掲出する駅や空港は仕様書に掲載されている全てを網羅する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。（福岡空港、鹿児島空港、博多駅、熊本駅、鹿児島中央駅）	7/15	ご認識のとおりです。
3	7/13	広報物を掲出する際、福岡空港と鹿児島空港は国際線・国内線それぞれに掲出する必要がありますでしょうか。	7/15	福岡空港及び鹿児島空港内での具体的な案（周知方法、期間など）については、企画提案によるものといたします。